

## 船舶事故調査報告書

令和3年12月15日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 佐藤 雄二（部会長）  
 委員 田村 兼吉  
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	令和3年7月23日 08時00分ごろ
発生場所	北海道島牧村歌島漁港西方沖 本目岬灯台から真方位030° 2.6海里（M）付近 （概位 北緯42° 46.8′ 東経140° 08.7′）
事故の概要	漁船第八勇正丸は、作業中、甲板員1人が、首に漁具のロープが絡んで死亡した。
事故調査の経過	令和3年7月26日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第八勇正丸、4.9トン HK3-117877、一般社団法人北海道漁船リース 11.62m (Lr) × 2.93m × 1.07m、FRP ディーゼル機関、368kW（動力漁船登録票による）、平成5年3月20日
乗組員等に関する情報	船長 66歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成元年11月17日 免許証交付日 平成30年11月19日 （令和6年11月16日まで有効） 甲板員 59歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成3年10月18日 免許証交付日 平成28年9月29日 （令和3年10月17日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（甲板員）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南南東、風力 4、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期
事故の経過	本船は、船長及び甲板員1人が乗り組み、令和3年7月23日06時00分ごろなまこけた網漁業を行う目的で北海道島牧村厚瀬漁港を出港し、06時30分ごろ歌島漁港西方沖に到着して操業を開始し

た。

本船のなまこけた網漁業は、‘八尺と呼ばれるけた網’（けたは鉄製、4つの袋網が付いたもので重さが約500kgある。以下「八尺」という。）を海底に降ろしてえい航し、海底のなまこを引き剥がし、‘後部甲板の巻揚げローラ’（以下「本件ローラ」という。）及び、‘船尾のやぐら頂部の滑車を経由して八尺に接続されたロープ’（合成繊維製、直径22mm、長さ約100m、以下「本件ロープ」という。）で八尺を引き揚げて漁獲するものであった。

本船は、引揚げ作業を約6～7回行ってなまこ約30～40kgを漁獲した後、更に作業を続けることとし、八尺を海底に降ろす作業を開始した。

船長は、主機を中立運転として船首を北方に向けた状態で、08時00分ごろ、本件ローラに巻かれた本件ロープの巻き数を減らして本件ロープを手で保持し、船尾の海面付近に吊っていた八尺をその自重で海底に降ろそうと本件ロープから手を放したところ、右舷甲板上にコイルダウンされた本件ロープが、勢い良く繰り出されて跳ね、後部甲板の左舷側で待機していた甲板員の首に輪状で絡んだのを見た。

（写真1～2、図1参照）

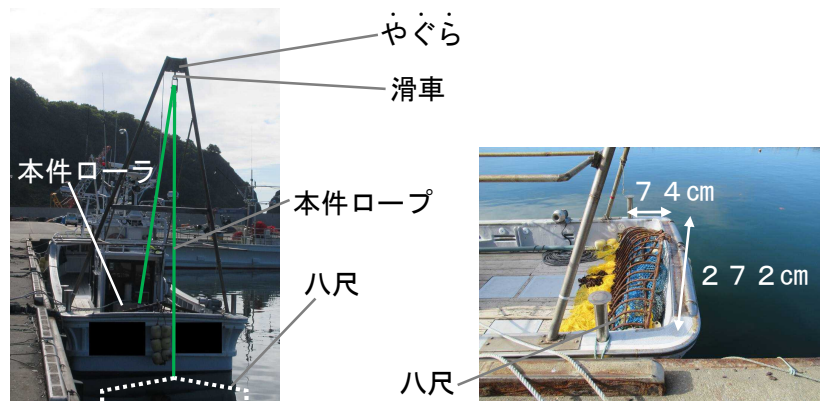


写真1 八尺を海底に降ろす前のロープの状態（イメージ）

写真2 八尺

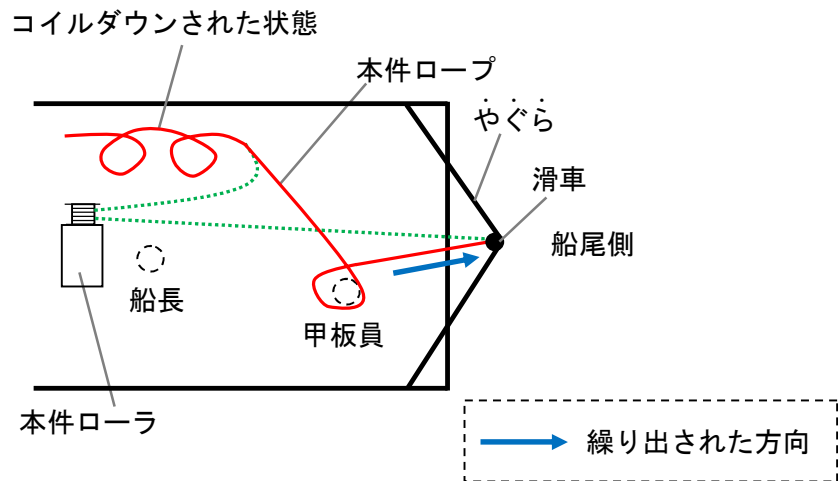


図1 後部甲板の状況概略図（イメージ）

甲板員は、八尺が沈むとともに繰り出された本件ロープによってやぐらの滑車に向けて体を引っ張られた後、オーニングパイプで体が止まり、船首側を向いて右手でオーニングパイプを掴み、甲板上から10cm程度つま先が浮いた姿勢となって、やぐらに宙吊り状態となった。（写真3参照）



写真3 甲板員がやぐらに宙吊り状態となった状況（再現）

船長は、本件ロープの動きが止まらないことにはどうすることもできず、本件ロープの動きが止まり、甲板員を救出しようとしていたと

	<p>ころ、本件ロープが自然に緩んで外れ、甲板員が甲板上に落下して意識がない状態であることを認めた。</p> <p>船長は、付近で操業していた僚船に本事故の発生を知らせた後、本船を操船し、08時50分ごろ厚瀬漁港に戻った。</p> <p>甲板員は、救急車で島牧村内の診療所に搬送された後、医師により死亡が確認され、死亡時刻は7月23日08時30分ごろと推定され、死因が脳幹損傷と検案された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、写真4 参照)</p>
その他の事項	<p>甲板員は、船長と共になまこけた網漁業に約3～4年間従事し、ふだん、本船が八尺を海底に降ろす作業を行う際、後部甲板の左舷側で待機していたが、これまで特に危険なことはなかった。</p> <p>甲板員は、八尺の着底後にかぎ付きの竿<small>さき</small>を使用して本件ロープを船上に揚収する役割であった。</p> <p>船長は、甲板員がふだんよりも本件ロープに近寄った位置で待機していたと本事故後に思った。</p> <p>船長及び甲板員は、本事故当時、Tシャツ、カップの下、ゴム手袋、ゴム長靴及び救命胴衣をそれぞれ着用していた。</p> <p>甲板員は、身長が160～165cm位であり、体重が60～65kg位であった。</p> <p>事故発生場所付近の水深は、約10～20mであった。</p>
分析	<p>乗組員等の関与 あり</p> <p>船体・機関等の関与 なし</p> <p>気象・海象等の関与 なし</p> <p>判明した事項の解析</p> <p>甲板員の死因は、脳幹損傷であった。</p> <p>甲板員は、本船が歌島漁港西方沖において八尺を海底に降ろす作業中、ふだんよりも本件ロープに近寄った位置で待機していたことから、コイルダウンされた本件ロープが勢い良く繰り出された際に跳ねて首に輪状で絡んで、体を引っ張られて、やぐら<small>やぐら</small>に宙吊り状態となったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、甲板員が、本船が歌島漁港西方沖において八尺を海底に降ろす作業中、ふだんよりも本件ロープに近寄った位置で待機していたため、コイルダウンされた本件ロープが勢い良く繰り出された際に跳ねて首に輪状で絡んで、体を引っ張られて、やぐら<small>やぐら</small>に宙吊り状態となったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・けた網漁業に従事する乗組員は、けた網をその自重で海底に降ろす際、繰り出されたロープが跳ねて体の一部に絡むことがあるので、ロープの動きに十分注意して、できる限りロープから離れる</li> </ul>

	ようにすること。
--	----------

付図1 事故発生場所概略図

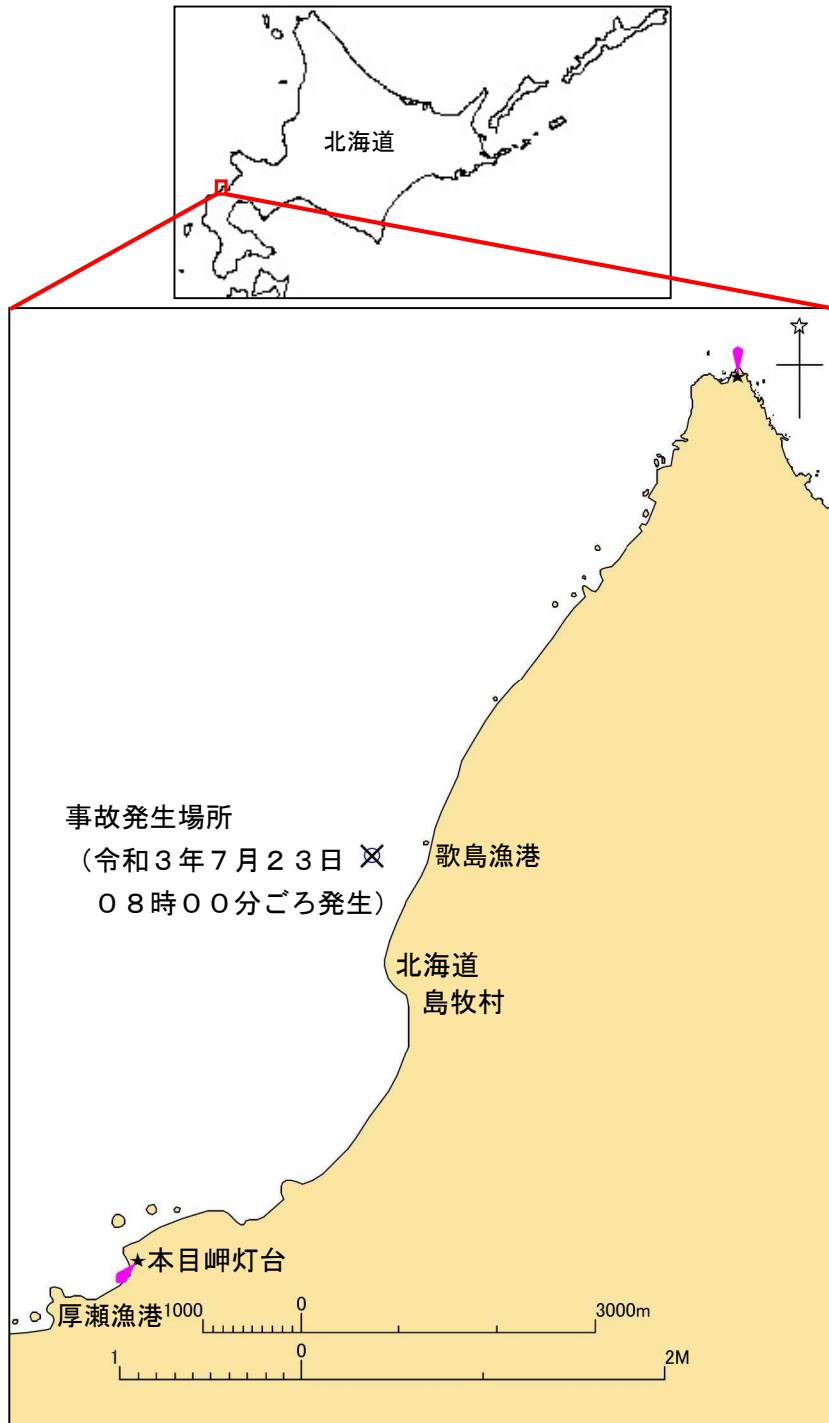


写真4 本船